

土木工事における工事情報共有システム

運用開始のお知らせ

平成31年3月
山 口 県

山口県土木建築部が所管する土木工事について、受発注者および発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における生産性向上を目的として、工事情報共有システムの運用を開始することとしましたので、以下のとおりお知らせします。

1 適用日

平成31年4月1日以降適用する。

2 対象工事

工事受注者からの申し出があった工事とする。

3 システム

ASP方式で提供される工事情報共有システムのうち、国土交通省が定めた情報共有システム提供者機能要件 Rev4.0 に対応するものとする。

なお、使用するシステムは工事の受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。
システム利用に係る費用(登録料および使用料)は、共通仮設費率分に含まれる。

4 運用基準等

別添「工事情報共有システム運用ガイドライン」による。

(山口県技術管理課／その他の基準・マニュアル等

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/gizyutukizyun/20120720001.html>)